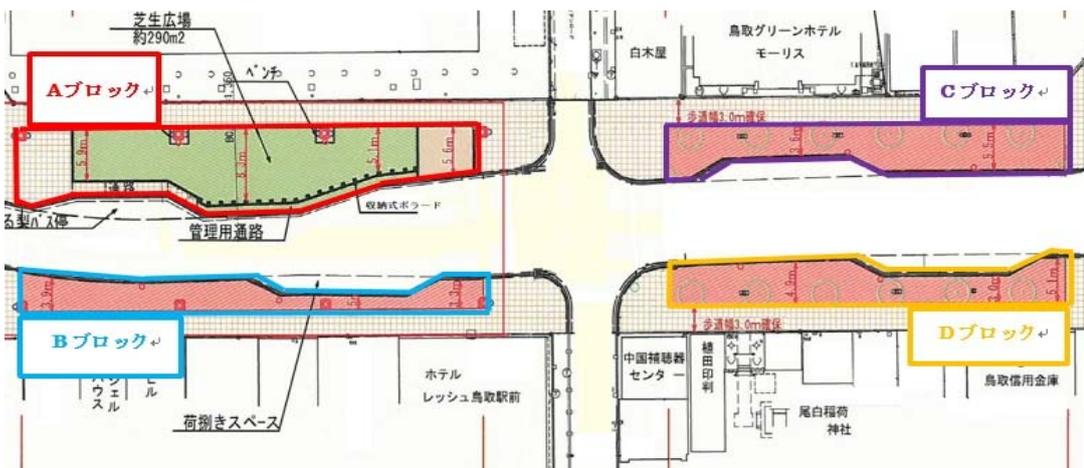


バード・ハット利用のご案内

利用の手順

1	仮申込	電話またはメールにて組合に仮申込をしてください。 (イベント開催希望日の6か月前から受付可)
2	利用に関する事前協議	利用申込をするにあたりイベント内容について事前協議を行います。
3	利用申込書の提出	所定の書類に記入し組合に提出してください。 【バード・ハット利用申込書】 通行規制を行う場合：イベント開催希望日の2か月前までに提出 その他：イベント開催希望日の1か月前までに提出
4	審査・通知	組合が審査要領に基づき申込内容の審査を行います。 利用許可の可否を決定し、利用者へ通知します。
5	協力金支払い	審査結果を受け、まちづくり協力金を予め組合にお支払いください。
6	打ち合わせ	イベントなどの催しは、組合との打ち合わせが必要です。 打ち合わせの際には、催しに関する詳細な企画書などご持参ください。 打ち合わせ後に各書類を提出してください。(消防、警察への申請書など)
7	利用	※利用時の注意事項等は「利用に関する注意事項」をご覧ください。
8	精算支払い	利用実績に応じた備品利用料、電気料金等を組合にお支払いください。

利用可能な区分と時間について



利用時間は原則
午前9時～午後9時まで。
*ABブロック同時使用
の場合は通行規制が必要

利用にかかる費用

1. まちづくり協力金1万円 (各種申請代行業務・イベント準備、実施、片付けの際の施設設備に関する助言・指導・監督業務・組合HP等によるイベント広報・駅前商店街活性化による一帯の周遊性・滞在性向上に対する負担金：1日あたり)

※以下の場合、まちづくり協力金が免除されます。

- ・補助金を活用し学生・教育機関がイベントを主催する場合
- ・行政がイベントを主催、または共催する場合

※日付を跨いで備品等を置いておく場合は、保安上の観点から夜間警備の手配が必要となります。

※上記費用には夜間警備代金・法定費用は含まれません。利用者で手配、実費負担いただきます。

2. 電気料金

コンセントボックス1つにつき 1時間 200円 (内税)

※1ボックス1,500ワットまで使用できます。それ以上の電力を必要とする電気器具を使用する場合、または全体の電気使用量が多くなる場合は、自家発電機の持ち込みにより対応してください。

3. 備品利用料金

別紙記載のとおり

※組合保有備品を利用希望する場合に限りです。

4. 道路使用許可申請手数料

手数料2,300円 (内容により免除となる場合があります)

※バード・ハットは、組合が管理する施設であると同時に道路です。

利用するには警察署への道路使用許可申請が必要となり、申請手数料が必要となります。

利用に関する主な注意事項

- ・ステージ演奏、踊りなどの演目をイベント内で予定している場合、スピーカーやステージの向き、音量などには特に注意し組合の判断を仰いでください。ただし、使用する楽器、ジャンルによっては制限を課す場合があります。
 - ・備品の搬入・設置・撤去時には、周辺商店街へ迷惑にならないよう配慮をしてください。
 - ・イベント中も周辺商店街へ迷惑にならないよう配慮し、イベント中は現場責任者が常駐し、有事の際は責任をもって対応してください。
 - ・利用後は会場の清掃を行い、組合に報告をしてください。
- *その他詳細は、注意事項に関しては、別途定めがあります。

お問い合わせ・お申込先

新鳥取駅前地区商店街振興組合

イベント企画係

鳥取市今町2丁目211番地

TEL (0857) 23 - 5550

FAX (0857) 26 - 3331

E-mail info@eki.or.jp

HP <http://www.eki.or.jp/>

※この内容は変更となる場合があります。